

# 「平成28年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

**開催日時**：平成28年9月13日（火）13：30～15：45

**開催場所**：農林水産省三番町共用会議所 2階 大会議室

〈主な質疑応答〉

## 1 開会

植物防疫課中山檢疫対策室長から挨拶（司会進行：中山室長）

## 2 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

【説明：植物防疫課 長野補佐】

田坂委員：海上コンテナの規制に関して、積載荷口に病害虫が発生することを防止するために使用されているポストハーベスト農薬に関してはどのように取り扱われているか。

山本係長：IPPCにおける海上コンテナの議論においては、海上コンテナに付着して移動する土壌や病害虫等のまん延を防止するために海上コンテナそのものに対する規制が検討されているものであり、海上コンテナで輸送される農産物に対する規制等については議論されていない。

## 3 1回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

### （1）ISPM 5「植物検疫用語集」の改正

【説明：植物防疫課 山本係長】

特になし。

### （2）ISPM 6の改正「国内のサーベイランスシステム」

【説明：植物防疫課 長野補佐】

特になし。

### （3）植物検疫措置としての温度処理の使用の要件

【説明：植物防疫課 山本係長】

大村委員：コメント案に賛成する。本基準案は、これまでの日本の方針にも沿った内容であり、良く整理されている印象。非規制非対象有害動植物が発見された場合の対応について述べられているパラ 189 は削除することでも良いと考える。「温度処理効果の調査のためのガイダンス」のコメント案に関連して、「付属書」と「付録」の性質はどのようなものか。

山本係長：「付属書（Annex）」は基準で規定される内容の一部であるので、加盟国は可能な限り遵守することを求められるもの。「付録（Appendix）」は基準で規定される内容には含まれず、加盟国が参考情報として取り扱うものである。

齊藤委員：本基準を策定する意義はあると考える。コメントの提出にあつては、IPPC 事務局が理解しやすいコメントとなるように具体的に修正案を提示するなどの工夫をされると良い。全体意見の用語の使い分けについては、どう修正すべきかとのコメントが適切と考える。ISPM5 植物検疫用語集の定義に沿って適正化すべきとの部分については賛成。低温処理の予冷に関する記述（パラ 57）にあつては、低温処理の開始温度が設定されるのであれば、予冷に関する要件は低温処理の本体には含まれず不要とも考えるので、その点を整理する必要がある。非規制非対象有害動植物への対応（パラ 189）については、書く必要があるかどうか整理する必要がある。また、同パラグラフの「新たな有害動植物に対する緊急行動」については、規制対象がリスト化され、それ以外は規制対象外とされる中であつて、規制対象に含まれない新たな病害虫が発見された場合の対応について記述する必要があるか、整理されたら良いと考える。処理効果の確認（パラ 193）のコメント案については、原案について理論上は理解できるが現実的な対応として削除を提案している旨の説明文を付してはどうか。試験対象とする病害虫の発育ステージ（パラ 206）については、貿易上発見される可能性が極めて低いステージまで含めるとなると、輸出国からすれば過剰な要求ととられかねないので、輸出国に受け入れられやすいコメントとなるよう工夫が必要と考える。

守屋委員：予冷について、低温処理基準の中で明確にされるのであれば、予冷の要件は必要ないと考える。また、試験対象とする病害虫のステージは、実際に発見されるステージを対象とすることが適当。

宮井委員：検疫処理後の害虫の生死判別を行うのは難しいことは理解できるが、生死判別が難しい状況の取扱いが議論される場面も想定し、コメントを整理されると良い。また、試験対象とする病害虫のステージは、「最も耐性の高いステージでも有効となるように」とコメントの書きぶりを工夫されると良い。

田坂委員：全体意見の「荷口」の説明の部分でミスタイプあり。

## **4 2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案**

### **(1) 種子の国際移動**

【説明：植物防疫課 長野補佐】

福田委員：種苗業界としては本国際基準が策定されることを歓迎。会員企業から技術的な指摘は少々あったが、早期に採択されることが最も重要であり、コメント案について問題ないと考える。また、国際種子連盟から IPPC 事務局にコメントする予定であり、その一つは本日のコメント案と同旨と聞いている。種子の植物検疫において各国間の共通性が生じることが望ましいと考えるところ。早期の採択を期待。

### **(2) 車両、機械及び装置の国際移動**

【説明：植物防疫課 山本係長】

田村委員：本基準案が策定された後には、二国間、多国間の協議があり得ると

推察されるが、その際には関係業界に意見照会いただけるようお願いしたい。新品をスコープに含めないとするコメント案に賛成する。日本は圧倒的に輸出が多く、新品が対象となった場合産業界への影響は大きい。新たな規制をかける時には業界の負担を考慮するなどのバランスに配慮すべき。コメント案は、新品について将来議論されることの含みがあるが、含まれないようにコメントを整理してほしい。2 回目の加盟国協議から新品が対象に含まれたことは唐突で違和感がある。

吉澤委員：基準案の対象は、車両、機械及び装置とされているが不明確。装置類や二輪車、農業機械は工場から出荷される際には梱包されている状態であるので、検疫措置を要求される必要性はないのではないかと。日本では自動車でも港に運び込まれて、直ちに船積みしている。他国では事情が異なるかもしれないが、一定の基準をクリアしたものは除外する、といった除外規定を規定することも良いかと考える。

山本係長：御指摘にあった基準案の対象範囲にあつては付録に例示が示されているところ。より明確とするようコメントすることが適当か改めて判断する必要あり。

齊藤委員：コメントとして提出することが適当か判断が分かれるところ、関係者間で整理されることがよろしいのではないかと。

吉澤委員：特にコメントが必要とは考えていない。

齊藤委員：経緯は不明であるが豪州は従前の考え方からすると、旧大陸から新大陸への病害虫の侵入を阻止するとの考えの下、厳しい検疫措置を執っている。その延長線上で考えると、国際水準よりかなり厳しいが、SPS 協定上の輸入国の保護水準に照らした妥当な措置とも考えられる。本基準案が検討される背景には、植物以外のものについても検疫上のリスクは無視できないということがあり、こうした流れについてはやむを得ないと言える。他方、自走する自動車はタイヤに土壌が付着するリスクの高い品目であるのに、基準案の対象外となっており、国境で取り締まりすることは現実的ではないと判断されているところ。同様に現実的な検討を行えば、リスクの低い新品は対象から外すべきとのコメントを行っても理解が得られると考える。このような検疫の考えがあるので、これまで検疫の分野では関わりのなかった業界にもご理解いただけるよう、農水省の対応に期待する。また、新品の削除を提案するのであれば、新品の汚染の可能性について述べられているパラ 55 の削除が提案されるものとする。さらに、should を may に代えるべきとしているパラ 93 のコメント案については、ISPM では shall を使用せず、should で整理されていることを考慮すれば、精神としては should であり、may とするならば記載する必要がなくパラグラフの削除も検討する必要があるのではないかと。

### (3) ISPM 20「植物検疫輸入規制制度に関する指針」付属書案「輸入国による輸出国での積荷のコンプライアンス確認の取決め」

【説明：植物防疫課 山本係長】

特になし。

## **5 3回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案**

### **(1) 木材の国際移動**

【説明：植物防疫課 山本係長】

特になし。

### **(2) 栽培用植物に関連する培養資材の国際移動**

【説明：植物防疫課 長野補佐】

白川委員：本基準案は栽培用植物に付して移動する培養資材が対象となっているが、生産資材となる単体の培養資材に対する規制となり得る基準策定等の見込みについて情報提供してほしい。

長野補佐：現時点では国際基準策定の議論対象のリストには記載されていない。

## **6 閉会**

中山室長：今後の予定として、今回の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を調整し、委員にお諮りするので引き続き御協力願いたい。提出期限の9月30日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局に提出する予定。

以上